

6 畜産第 3 4 1 0 号
令和 7 年 3 月 1 7 日

農林水産省畜産局長

生乳需給安定化事業において生産者が抛出する単価の水準について

生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用等について（令和 7 年 2 月 28 日付け 6 畜産第 3109 号農林水産省畜産局長通知）の第 2 の 2 （2）④に定める畜産局長が定める生乳需給安定化事業において生産者が抛出する単価の水準については、生乳 1 kg 当たり 15 銭とする。

ただし、令和 8 年 10 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までの期間に取引された乳量に対しては、生産者が抛出する単価の水準を生乳 1 kg 当たり 30 銭とする。